

環境社会配慮助言委員会

第18回 全体会合

日時 平成23年11月4日（金） 15：30～18：08

場所 JICA本部 229テレビ会議室

（独）国際協力機構

○村山委員長 では、第18回の全体会合を始めさせていただきます。

今日は、最初に新しく委嘱された助言委員の方々のご紹介ということになっていますので、まず、事務局からお願いしてよろしいでしょうか。

○河添課長 その前に、今日のアジェンダの6番のその他のところでお話したいことがございまして、あらかじめお知らせさせていただきます。外務省のホームページをごらんいただいた方々におかれましては、お気づきの点もあるかと思いますが、カンボジアの国道1号線という案件が外務省の適正会議の中で議論されたところもあり、その件については後ほど、その他のところで私のほうからご相談をさせていただくような形でお話しさせていただきますので、すみませんが、その節はよろしくお願いいたします。

では、アジェンダの2番目のところですが、今回、新しく委嘱された助言委員のご紹介ということで、今回、5名の方に助言委員として、こちらのほうから委嘱をいたしましたので、僭越ですが、私のほうからご紹介させていただくことといたします。よろしいでしょうか。

では、向こうの席のほうから、作本先生。

○作本委員 どうぞよろしくお願いいたします。作本と申します。

○河添課長 よろしくよろしくお願いいたします。

幸丸先生。

○幸丸委員 幸丸でございます。よろしくお願いいたします。

○河添課長 米田先生。

○米田委員 米田です。よろしくお願いいたします。

○河添課長 本日はご欠席ですが、鋤柄委員と、松本委員の合計5名の方が新しく委嘱されましたので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○村山委員長 よろしいですか。

所属をご紹介いただいてもよかったんですが。

○河添課長 そのほうがよろしかったでしょうか。

では、申しわけありません、作本先生から簡単にご所属とか、あと、これまでの審査会とのかかわり、JICAとのかかわりなども含めて教えていただけますか。

○作本委員 作本と申します。現在、JETROの環境社会配慮審査役をやらせていただいています。私も何年も前になるというか、インドネシアに赴任した2006年4月まで、こちらの審査会、

当時は助言委員会の名称ではありませんでしたが、かかわらせていただきました。むしろ、私はこの会議で勉強させていただいて、援助の具体的現場とかを学ぶことができました。また、新しい気持ちで皆さん方と一緒に勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○河添課長 お願いいたします。

では、幸丸委員のほうからお願いします。

○幸丸委員 幸丸でございます。昨年まで岩手県立大学というところにおりましたけれども、今は東京環境工科専門学校というところで校長をやっております。私は専門家としてはアフリカとか南米とか、あちこちに行かせていただきましたが、それから、今はインドネシアだったかな、国内委員会で委員の一人になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○河添課長 よろしくをお願いいたします。

では、米田委員。

○米田委員 自然環境研究センターという財団法人にいます米田と申します。15年ほど前にアフリカのザンビアで長期専門家をさせていただきました。JICAとのかかわりはその程度なんですけれども、環境影響評価等はまだこれからいろいろ勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○河添課長 あと、鋤柄委員におかれましては自然環境研究センターにご所属で、自然環境がご専門の方です。あと、松本委員におかれましては、以前、審査会の委員を歴任されていらっしゃいます。今は一橋大学にお務めであり、また、NGOメコンウォッチの顧問もされています。以上でございます。

○村山委員長 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

二つ、お伝えしたいと思います。一つは名簿をもう一度、作成の上、お配りをいただきたいと思います。それから、もう一つは新しく委員になられた方々は既にご承知かと思いますが、この会合はすべて議事録が作成されます。記名の上、議事録ということになっておりますので、ご発言の際には前のマイクのボタンを押していただいてご発言をいただきたいと思います。記録をとっていただいておりますので、その点、よろしくお願いをいたします。

では、3番目の議題に移らせていただきたいと思います。3番目については、既に概要説明をいただいているものについてスケジュールを確認するということで、議事次第の裏のほうに日程表が出ていますが、これも含めて確認をさせていただきたいということです。では、事務局のほうでご説明いただけますか。

○河添課長 では、よろしいでしょうか。別紙1のほうをご確認ください。今後のスケジュール、11月から12月、1月となっておりますけれども、

今回、初めてワーキンググループというものを経験される方もいらっしゃいますので説明させていただきます。このように日にちを決めて、グループをあらかじめ設定をしておく形にしております。11月7日、11日、14日は既にワーキンググループの委員が確定しています。このワーキンググループで個別の案件について協議を行っていただくというものでございます。委員の皆様の方で、今の段階でご都合が悪い方はいらっしゃいますか。松下先生。

○松下委員 1月30日は出席ができませんので。

○河添課長 1月30日ですね。わかりました。

○松下委員 もし、他の日で欠員がある場合はそちらに応募します。

○河添課長 わかりました。

○日比委員 すみません、今日になって予定が変わってきて、次回の14日のワーキングなんですけれども、ちょっと出張になってしましまして。

○河添課長 11月14日ですね。

○日比委員 事前コメントは出させていただいてはいたんですけれども、ちょっとご迷惑をおかけすることになってしまいます。先生方に申しわけないんですけれども、事務局と。

○河添課長 わかりました。

○河野課長 この回につきましては長谷川先生もご参加が難しいので、メール審議という形にさせていただければと考えます。時間があれば他の委員の方にご参加頂ければと思ったんですが、この段階ですと、これからペーパーを見ていただいてというのは難しいと思いますので、申しわけありませんが、当日は二人の委員の方にご議論いただいて、長谷川先生、日比先生はメール審議という形をお願い致します。

○河添課長 ご協力をよろしくお願いいたします。

あと、例えば12月とか1月のご都合の中で、もし、不都合がある場合は教えていただければ。よろしいですか。わかりました。

では、1月30日は現状、松下先生のご都合が悪いということで、今、3名になっていきますので、もうお一方、ご協力いただける方がいらっしゃいますか。日比さんのほうでよろしいですか。わかりました。では、日比委員のほうに1月30日のワーキンググループで割り当てをあらかじめさせていただくということで。ありがとうございます。

他は一通り4名の割り当てということになっておりますが、一方で、松下先生のほうにおか

れましては、他のどこかで可能であればということでお話をいただいていますので、また、今日、ご欠席の方に確認をした上で、もう一度、調整を行うということでさせていただければと思います。宜しいでしょうか。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

この間、11月については結構、キャンセルが入っているんですが、逆に12月、1月にこれ以外にまた追加という可能性は出てきますでしょうか。それとも、12月、1月については、最大、でも現在の予定ということで考えていいですか。

○河野課長 まだ、現時点では見えていないのですが、今のところはこういった形で、決まり次第、委員の方々に送らせていただくということです。ただ、手元には、今日、これから調整いたしますベトナム以外は、今のところ、予定は入っていないということでございます。

○村山委員長 わかりました。

○河添課長 一つ忘れていました。12月26日にワーキンググループの開催を予定しています。ですので、12月26日というと、谷本先生、日比先生、あと、福田先生、満田先生という、この4名の方でお願いしたいというものでございます。こちらのほうは、皆さん、ご都合はよろしいでしょうかね。

○谷本委員 大丈夫です。

○河添課長 大丈夫ですか。ありがとうございます。

○村山委員長 ただ、福田委員と満田委員はやや不確定な要素がありそうです。

○河添課長 そうですね。

○村山委員長 もし、お二人が難しければ私が加わります。

○河添課長 わかりました。では、確認の上、ご連絡申し上げます。

○松下委員 26日は大丈夫です。

○村山委員長 松下委員も大丈夫だということです。もし、お二人が難しいようであれば。

○河添課長 わかりました。ご都合を伺い次第のご回答ということで。わかりました。ありがとうございます。

○村山委員長 では、スケジュールについてはこれでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今日は、次、4番の助言文書の確定ということになります。

今日は4件、それぞれ順番にいきたいと思いますが、最初がバヌアツの国際多目的埠頭整備

事業、スコーピング案ということです。お手元に資料が届いていると思いますが、ここについては二宮委員に主査をお願いしていますので、ご説明のほうをお願いいたします。

○二宮委員　では、バヌアツ国、ポートビラ港多目的埠頭整備計画について、助言案のワーキンググループ内での議論の結果についてご報告いたします。

2011年10月14日にワーキンググループを開催いたしまして、その後、メール等による補足の議論によりまして、内容をこのように確定をワーキンググループの段階でいたしております。

本案件は、バヌアツ国のポートビラ港という首都の中心的な交通の拠点になっているところが、港が経済規模の拡大によって特に観光産業等に関して、外部からの人や物の流入がふえてきているということで、この機能を拡大したいということで、新たな港をつくるということで、一部、湾の埋め立てとか、あとは浚渫等を行うということで、それに関連して湾内の環境状況がかなり影響を受けるのではないかなというようなことに関する議論が主な点でございました。

それで、大変繊細な環境に対しての事業ですので、影響がさまざまにあるのではないかなということで、委員の皆さんのご懸念が多方面からありまして、90を超えるようなコメントがありました。議論の結果、40ほどに集約をしております。それで、特に環境社会配慮面について、さらに細目の細かな議論がありましたので、この辺は論点といいますか、議論のポイントを明らかにするためにも余り集約というか、整理をするよりもその小見出しのまま、ここに載せているというような形でまとめをしております。

内容について簡単に整理しながらお話をしていきたいと思います。

まず、最初の項目ですが、バヌアツ政府の政策、実施体制等に関するものということで、このような開発を行っていく上で、持続可能な開発に関して、どのような体制あるいは政策があるかということについてのコメントであります。これは報告書の1ページの調査背景の部分の記述で、道路港湾などの経済基盤施設の整備により急激な経済開発が想定され、それに伴う環境への深刻な変化が懸念される、できるだけ早期に、交通に関する将来計画についての戦略的な環境影響評価を実施することにより、持続的な観光開発を実現すること。これは観光面での規模がふえているということで、計画が必要だというような懸念であります。

2番、今後も事業計画が予定されていることから、ポートビラ湾の包括的な持続的利用を促進するために、本事業において環境行政にかかわる省庁との連携を行うということ。

3番、湾の持続的利用を協議・促進するコミッティの設立の必要性を検討する。

4番、島の自然資源の持続的利用と保全並びに観光開発と観光の現状を整理する、その上で、バヌアツ国のキャパシティ（組織面、財政面、人材面、社会面）への考察を含め、沿岸の資源

を中心とした資源の持続的利用について記述をするということで、持続的な開発に関して、さまざまな視点から対応してくださいというような内容になっております。

それから、環境社会配慮について、サンゴに関するもの以下、詳細目ごとにさまざまな議論がありました。サンゴ礁に関するものについては、湾内に大変たくさんのサンゴ資源というのがあるものですから、それらについての保全についてが主な議論であります。

5番、陸上からの汚染や開発、オニヒトデなど他の底生生物によるサンゴ礁の実態の詳細、これを追加調査し、影響について確認すること。

6番、サンゴ保全、沿岸域開発、湾内の開発における法令について整理をすると、また、EIAにおいて定義されたMost important coral areasについて記述を加える。

それから、7番、埠頭建設予定地になっているサンゴ礁の現在の保存状態について調査・記述、これがされていないのでしてくださいということです。

それから、8番、本事業によって直接影響を受けるサンゴ礁はより詳細な調査を行い、海中内に構築するコンクリート構造物による残された周囲のサンゴに与える影響など、間接的な影響も含めて評価をしてくださいということです。

9番、サンゴの移植に関して、移植が必要であればするということだったものですから、移植に関しては、適切な移植場所や移植する種及び遺伝的系統を考慮しなければ効果が期待できないため、移植に当たっては種レベルまたは遺伝子レベルの攪乱へのリスクも考慮に入れて対策を講ずること。

10番、再移植やサンゴ再生のためのチャージ方法、これまでの世界での実例などを参考にしてくださいということ。

11番、現時点で想定しているサンゴ礁への緩和策の考え方を明らかにするとともに、その内容についてサンゴ専門家にもコメントを求めることという、サンゴに関してさまざまなコメントをいただいております。

それから、サンゴ以外のその他の海洋生態系に関するもの。

ポートビラ湾という大きな湾の中に小さな湾が幾つかあって、それぞれ非常に浅瀬で非常にサンゴがある場所、それから深い場所、さまざまにあるんですが、Vatumau Bay周辺、これはジュゴン等の生息地であるという説明でしたが、中部なんですが、Bay周辺を保護区として設定することを先方政府に提言すること。

それから、13番、湾内において、ジュゴン、海ガメの生息地、回遊経路、索餌活動というのですか、ちょっと字を知りませんで、もし間違っていたら後で訂正をしてください、活動域を

調べ、事業が与える影響を記載すること（負の影響が明らかになる場合は緩和策についても提案事業計画に反映すること）。

それから、14番、外部から持ち込まれる海洋害虫による影響について、工事期間中、供用後、それぞれの影響について調査をすること。

15番、本調査のTORに関して、サンゴ礁生態系の保全は生物多様性上、重要な海域として、ちょっと国という字が抜けていますね、バ国の自然公園法などの海洋保護区として保全を図ることが重要である、そのための国内法的な整備についても提言をするということです。

それから、湾内の水質、排水処理施設についてもたくさんの議論がありました。

16番、新設されるコンテナヤードの排水処理施設がどのような現象や活動から出る排水を処理対象にしているか、または処理方法、処理量等はどのように計画されているか、可能な範囲で明らかにすること。

17番、海水の水質について、既に経済活動の規模拡大に伴う湾内環境への影響が見られている状況を踏まえ、港湾整備が国内経済の活性化に寄与し、結果として湾内あるいは周辺の自然環境への影響が拡大することを想定した諸対策（生活雑排水の浄化機能強化等）をあわせて検討をしてくださいということ。

それから、18番、湾内全体では、陸上の浄化槽等からの汚水や化学物質の流入、船舶からの汚水の流入等の要因に言及している記述がありますが、今後の追加調査では、これらに関する発生源、発生量、水質への影響等を把握するということ。

それから、19番、入港船舶による影響は、水質汚濁という範疇の問題もなくはないが、むしろ、海洋生態系への影響であるとの認識が重要ではないのか、EIAの中でバラスト水管理条約への加盟や、それに伴う国内法の整備への対応を示唆されるが、バラスト水管理条約に加盟しても、新規造船にバラスト水処理装置の搭載義務が開始されるまでの2016年までの間の対応も必要となる、また、寄港する多くの船舶は既存の船舶なので、沿岸から200海里離れた場所でバラスト水交換を義務づける等の対策を講ずることで、バラスト水による海洋生態系の攪乱を防止するような対応を先方政府に提言することという具体的な提案を、助言をいただいております。

それから、廃棄物に関するものは一つですが、廃棄物の側面も非常に重要ということで、この項目は小見出しとして残しております。

20番、海底における廃棄物の問題を今後、拡大しないためにどのような対策・措置がとられているのかを確認し、必要に応じ、対策の必要性を指摘すること、その上で、本事業の実施に

当たっては、海底堆積物の化学的汚染を防ぐために十分に配慮して行うこと。

それから、海流に関するもの。

21番、湾全体の詳細な三次元シミュレーションモデルによる濁り予測調査の有効性について説明すること。これはそういう調査を行いたいというようなことでしたので、大変手間がかかることなので、果たしてそれだけのことをやる有効性があるのかどうかというのをもう一度、確認してくださいというような助言でした。

22番、今般、実施が予定されている海水の実地測定はスナップショットであることに留意した上で、季節変動を含む湾内の海水挙動について解析を行うということ。

それから、23番、浚渫等による水深や海底形状の改変が湾内の水塊、水混合及び水質に及ぼす影響について検討をすること。

24番、埋め立てを行うことにより、ポートビラ湾内における他の小湾との物理化学的なつながり並びに移動を伴う生物類の生活史に影響を及ぼすことはないか、調査を実施し、確認すること。

それから、観光に関するものについては、ポートビラ湾における観光についての説明を付加すること。これは余り観光について十分な言及がなかったということでもあります。

それから、住民によるレクリエーション並びに観光について、その場所、季節、規模、ユーザーの関心について調査・記述し、続けて当該事業（工事中、供用後）が与える影響と緩和策について明記すること。

それから、漁業に関する事。

湾を利用する漁業者、海産物採集者の現在の状況を調査し、本事業による影響の評価を行うこと。

28番、漁業について社会経済状況の説明を付加すること。

29番は船の往来に関するもので、工事中の船の往来が漁業活動及び民間航路の妨げにならないような手立てを講じること。

それから、代替案に関する検討として、開発地点の選定理由について、これはそこ以外にむしろ別の適地があるのではないかという議論があったのですが、結果としてはそれ以外の島の別の地域はより開発の影響が大きいという結論であったものですから、開発地点の選定理由については、環境及び社会面からの考察についても付加をすること。

それから、31番、湾内の生態系の影響と緩和策についてはEIAに記載されているが、今回、追加調査の結果、新たな脅威または影響が予測される場合は改めて代替案の再検討を行うこと。

スコーピング案について、港湾整備により間接的に引き起こされる陸域での諸活動の活性化をも考慮して、閉鎖的な湾内であるポートビラ湾の有機性汚濁や富栄養化への影響をスコーピングに含めること。

33番、資料27ページの動植物相・生態系、サンゴへの影響があると予想されることから、ここはA-とすること。

それから、34番、スコーピング案について、自然環境に関する供用後の評価がB-の項目、地形・地質、沿岸環境、動物相・生態系等が当てはまっていたわけですが、については負の効果が生じた場合の影響が甚大となる可能性が高いため、事業実施のためには少なくともD以上の評価となるような対策をとること。

35番、埠頭の新設及びコンテナヤード埋め立てにより、施設の供用後において港内の潮流の変化や影響が想定されるが、スコーピング案の水文の項では、「供用後には大きな変化は想定されない」とありますが、その理由を説明すること。

それから、ステークホルダー協議・情報公開については、バ国のサンゴ礁生態系の保全は生物多様性のみならず、観光産業や漁業資源にとっても重要なものであるので、海洋資源の生態学的な健全利用という意義を共有するためにも、住民参加によるステークホルダー協議を実施すること。

それから、37番、ステークホルダー（MIPU、漁師、住民、海岸利用者）から緩和策につながる事実、意見、アイデアを聞いておいてくださいということです。

モニタリングに関しまして、モニタリング計画の中で言及されている無人水質観測ベイの有効性と現地への適用可能性について、専門家の意見を聞いて判断すること、また、設置の際は、流出、紛失も懸念されるため、設置後の運営計画に当該機材の適切な管理も含めること。

39番、バヌアツ国の国力に合ったモニタリング実施計画とすること。これは38番との関連もあって、きちっとした調査をすることは大事であっても、余り大がかりなものは実現が果たしてできるのかどうかというような懸念も含めてのコメントだったと思います。

それから、40番、半閉鎖的で海域面積も小さい湾であることから、事業の計画及び実施プロセスで建設予定地のサンゴ礁のみならず、湾内への物理化学及び生態系に重大な影響が波及する場合がないとは断言できない、その場合には柔軟に計画の変更を行うことが必要である、そのような計画を可能にするような作業管理体制、意思決定体制を構築すること。

41番、供用時のサンゴのモニタリングについて、供用から一定期間経過後に、モニタリング結果を踏まえて事業の効果を環境社会配慮の視点から再評価し、必要に応じて環境状況の悪化

を軽減する措置がとられる計画とすること。

それから、他の援助機関によりParay湾とPontoon湾のサンゴ礁上に新埠頭の建設計画があるとのことだが、バ国の貴重な経済資源を適切に保全しつつ効果的に活用するためにも、環境社会配慮の視点が非常に重要であるという認識をバ国政府に再度確認することという42項目の助言案であります。

すみません、だらだらと話しましたが、以上、ご提案を申し上げます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の方々でお気づきの点がありましたらお願いいたします。佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 佐藤です。1点だけ、2ページ目の13番なんですけど、ジュゴン、海ガメの生息地、回遊経路、索餌活動域をと書いてありますけれども、あと、もう一つはやはり繁殖や産卵場所というものも加えられたほうがいいのかと思います。

以上です。

○二宮委員 索餌活動域の後に並べてつけたほうがいいでしょうか。

○佐藤委員 それでよろしいかと思います。繁殖や産卵場所。

○二宮委員 他のワーキンググループの委員の方で、もし、今の佐藤委員のご提案に対して、何かご意見があったらよろしくお願いいたします。

○村山委員長 よろしいですか。

では、今の点を追加ということで進めていただければと思います。

それでは、他にいかがでしょうか。谷本委員。

○谷本委員 ちょっとどう理解したらいいのか、34番のところ、真ん中の負の効果が生じた場合の影響が大きい可能性が高いということで、あと、事業実施のためにはということが書かれていて、D以上の評価というのはどういうことなのか、申しわけない、説明をお願いしたいと思うんですが。

○二宮委員 これは私の申し上げた助言だったんです。これはマイナスの効果がある場合は、それがどのくらい大きな影響があるかというのは、かなりセンシティブな環境状況なので、実際に事業をやってみて非常にマイナスの影響が大きいということもあり得ると思われますので、B-というのはある程度のマイナスの影響が生じるであろうという、そういう想定ですから、事業を行う前に、そういう想定がある状態で行うというのは問題があるのではないかと。緩和策なり、しかるべき対応策を行いまして、Dというのはもう少しマイナスの影響とプラスの影響というのがスコーピングの中で示されていますので、少なくともプラスないしはどちらともいえ

ないというようなところまで、確からしさを持って事業を実施するべきではないかということの意味であります。

○谷本委員 わかりました。

もう一つ、いいですか。その次、35、スコーピング案で水文のことが書かれていて、その上
が港内の潮流の変化と、どちらかという水理的な話なので、ちょっとガイドラインを見たら
水象とJICAのガイドラインになっているので、水象のほうに直されたいかがかなと思って、
どちらかという水文のほうじゃなくて水理的な話のことじゃないかなと思いますので、ここ
はどうでしょうかね、水象という言葉に置きかえられたらいかがかなと思って、それをワーキ
ングのほうでしてください、議論していただければと。

○二宮委員 水文という言葉の水象。

○谷本委員 水文じゃなくて水象のほうが、何かJICAのガイドラインはそういうようになって
いるようなので、港湾のところを見ますと。いかがですかね、ちょっと、これは土木的な話な
ので。

○村山委員長 今の点は確認できますか。

○田中副委員長 これは、二宮委員、私が出した意見かと思うんですが、資料に水文となっ
ていたのかな。この表現が使われていたので、この項にしたと思うんですね。確認してみないと、
今、手元にその資料がないものですからはっきりとは申せませんが。

○二宮委員 すみません、私もちょっと資料がありません。

○田中副委員長 もし、それなら水象のほうがいいかもしれません、確かにね。私が訳して水
文としているのであれば、確かにガイドライン上は水象という項目であれば。

○村山委員長 スコーピング案は英文で出されているんですか。

○田中副委員長 私の記憶では水文だったように思うんだけど。

○村山委員長 水文ということは日本語で書かれている。

○田中副委員長 ええ、そう。それで使ったんじゃないかと思うんです。英文で出されていれ
ば私が訳したかもしれません。

○村山委員長 わかりました。もし、日本語のスコーピング案で出ていて、水文という言葉が
使われているのであれば、そちらに合わせたほうがいいような気がしますね。英文で田中副委
員長が訳されたのであれば水象のほうが。

○田中副委員長 水象のほうがいいということですね。そういうことです。

○村山委員長 そこを確認していただければと思います。

では、他はいかがでしょうか。長谷川副委員長。

○長谷川副委員長 34番にもう一度、返って申しわけありません。ちょっと私は理解ができなくて、D以上の評価、谷本委員も質問されていました。通常、Dですと影響は軽微であるとか、そういうことですよ。この案件も多分、Dはそういうことであつたと思うんですね。D以上の評価というのはDも含んだ評価ということになりますから、これはDというよりはD以外というふうな表現のほうが的確かなと思うんですが、D以上のこの表現は、多分、C、B、Aを指すんだろうと思いますけれども、以上よりは以外というふうに言ったほうがはっきりしますよね。これはDも含むことになりますから。いかがでしょうか。もし、そういうことであれば。

○二宮委員 わかりました。表現を改めます。

○村山委員長 では、他はいかがでしょうか。幸丸委員、どうぞ。

○幸丸委員 幸丸です。用語でちょっと気になっているのが、14番のところに海洋害虫というふうに書かれているんですけども、この概念が多分、インセクトという話になると海洋性のインセクトはほとんど余りいないんですよ。要するに外来生物とか、侵略的な外来生物、そういうことなのかなと思うんですが、これはどんなことを想定されておるのでしょうか。

○二宮委員 これは松下委員のご提案だったと思いますが、いかがでしょうか。

○松下委員 これもたしか文書の中に使われていた言葉をそのまま使ったんだね。それで、外来の生物に対する対策をきちんととることという、そういう趣旨なんです。たしか海洋害虫という言葉が使われていたので、私も内容的なことはよく理解しておりますが、それを引用した結果です。

○村山委員長 スコーピング案で表現されているとすれば、その点について調査をするという表現で、この時点ではいいかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

では、他はいかがでしょうか。

表現上の問題ですけども、5番から環境社会配慮という言葉が使われて、幾つかのグループになっているんですが、環境社会配慮としてしまうと、この委員会自体が扱っていることすべてこの部分になるので、例えば環境影響と社会影響とか、少し表現を変えたほうが誤解が少なくていいかなと思います。その点もご検討いただけますでしょうか。

○二宮委員 わかりました。環境影響と社会影響というような表現ですね。

○村山委員長 おそらく、最初の三つぐらいのグループですかね、海流に関するところまでが環境影響で、それ以降が社会影響かなという気がしますので、その点を含めてご検討いただけますでしょうか。

○二宮委員 わかりました。

○村山委員長 高橋委員。

○高橋委員 今、言葉の話が出たので、ついでに非常に細かいマイナーな話で恐縮ですが、バ国ということで、4番で、以下、バ「国」とするとなっていますが、この書き方がバ「国」なのか、「バ」国なのか、それから、例えば後ろのほうになると42番あたりはバ国、かぎ括弧も何もない、その辺がばらばらですから統一をとっていただいたほうがいいと思います。

以上です。

○二宮委員 統一したいと思います。

○村山委員長 JICAのほうではどの表現が一般的に使われているのでしょうか。

○升本次長 「バ」国です。

○村山委員長 「バ」国ですね。それを一つの標準としてご検討いただければと思います。

○二宮委員 わかりました。

○村山委員長 では、他によろしければ、これについてはこれで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

では、二つ目の案件ですが、フィリピンの高速道路建設事業環境レビューの段階の助言文書ということになります。主査が武貞委員ですが、今日はいらっしゃっていないですね、松行委員、よろしくお願いいたします。

○松行委員 では、武貞先生にかわりまして、フィリピン、メガマニラ圏高速道路建設事業、中部ルソン接続高速道路建設事業Phase1の環境レビューに対する助言案についてご報告を申し上げます。ワーキンググループは2011年10月21日、委員は、石田委員、岡山委員、武貞主査、二宮委員、松下委員と私で行いました。

助言の内容に入っていきますと、まず、1番目、全般的事項としまして、道路建設による農地喪失について、国家及び州の農業政策との整合性を再度、確認すること。

公害関係としまして、2番、公害関連の緩和策について供用後、相当期間のモニタリングを行い、必要に応じて対策を講じるよう、実施機関に申し入れること。

めぐりまして3番に、詳細設計時に造成土の掘削及び盛り土など、道路建設にかかわる建設資材のインアウトフローを検討し、必要な対策を工事特記仕様書に規定するよう、実施機関に確認すること。

次、自然環境に関しましては、4番、農地の喪失に伴う自然環境や生物多様性などの諸機能の喪失の可能性について、実施機関に説明した上で、長期のモニタリングなどの対策を講じる

よう、実施機関を通じ、環境天然資源省などと協議し、申し入れること。

5番、道路の計画ですので、スプロール的な開発の抑制に向けて、実施機関を通じて土地利用規制条例の遵守に関する長期モニタリング計画をRegion III Regional Development Councilに提案すること。

6番は、土地利用のスプロールに関するモニタリングの続きになりますが、詳細設計で長期モニタリング計画の必要性和具体案の作成を実施機関と検討・協議すること。

7番、詳細設計時に氾濫解析を行い、水害を助長しない設計を行うよう、設計仕様書に規定することを実施機関に確認すること。

最後に、社会環境、ステークホルダー協議、情報公開ですが、8番の前に少し背景をご説明しますと、この道路計画によって家屋で影響を受けるのが67世帯、あと、農地で影響を受けるのが507世帯あります。こちらのいただいた資料の中では、まず、家屋で影響を受ける67世帯のうち、63世帯へのインタビューが完了し、43世帯が同意しているという状態で、農地に関しては570世帯中、160世帯へのインタビューが終了しているという状況でした。

それで、8番なんですが、被影響住民のうち、移転に同意していない世帯及びまだ協議をしていない世帯が存在するが、これら被影響住民に対しては11月上旬実施予定の住民説明会、詳細設計時の調査・協議を通じて具体的影響と補償方法について十分理解を得、被影響住民のニーズを反映した補償方法を検討した後に、事業計画を進めることを実施機関に確認すること、その際に、特に以下のグループに留意することとして、1番、移転反対を表明している住民、2番、リース農民及びテナント農民、つまり土地の所有権を持っていない、土地を借りている農業従事者、3番、農業用地の被影響住民で、やむなく現金による補償を選択している可能性のある住民、農地の喪失により住宅の移転をせざるを得ない住民、この前のやむなく現金による補償を選択している可能性のある住民というのが出てきましたのは、これほど大規模な農地を近くに確保することが難しいだろうということで、かなり、お金で補償を希望している人が相当数に上っているという背景があります、4番として家屋が影響を受ける農民のうち特に貧困層。

次、9番、移転地において電気や水道などのインフラが整備されることを実施機関に確認すること。

10番、移転が必要となった場合の移転先については、可能な限り、住民の意向を確認し、移転後も設計手段やインフラサービスに問題が生じないようにモニタリングを行うことを実施機関に提案すること。

11番、建設中の既存道路交通への影響に配慮した交通管理計画を詳細設計時に作成すること、及び工事仕様書にその実施を規定することを実施機関に確認すること。

以上になります。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この件についてお気づきの点がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。特にないようでしたら、これで助言については確定ということにさせていただきますことにしますが、作本委員。

○作本委員 作本です。私も案件の内容はわからないんですけども、特に住民移転が生じるということでご説明がありましたけれども、特に留意すべき点がここで四つ示されております。何かこちらのほうの指摘の方法がどちらかというと土地の登録がされた、そういう人たちを前提にしているような気がするんですけども。これは都会部、メトロマニアでしょうから、恐らく皆さん、土地は登記されていると思うんですが、よく問題になるのは、むしろ、登記、無登記、未登記、そういう人たちの権利関係をどのように扱うかということのほうが、むしろ難しいセンシティブな問題なのではないかと思うんです。都市部ということでもありますから、私も今、情報を持ち合わせませんけれども、いかが考えたらいいかどうか。今のは8番に関するところです。

もう一つは5番に関するところですが、1行目に土地利用規制条例となっている条例部分です。地方の条例という意味の例という漢字を使っておられますけれども、これはマニラの条例ということなんでしょうか。もし国で示しているものでしたら令を使われたほうが私は国レベルという意味では適切かと思うんですが、ただ、番号も何も示されず、法令番号と年次も示されておきませんので、きっと私の知識不足ですけども、どちらかわからないもので質問させていただきました。

○松行委員 まず、後のほうの5番の土地利用規制条例についてなんですが、フィリピンでは自治体の土地利用規制条例で土地利用の規制を行っておりますので、これはどのレベルかというのを私は把握していないのですが、国ではなく自治体の土地利用規制条例という意味になります。

次の8番の登記に関してなんですが、実はその点はワーキンググループで議論になりまして、と申しますのは、この環境レビューのところの構造物の影響を受ける67世帯のうち、66世帯は非正規居住者であるとあります。なので、ほとんど人が非正規居住者で、実際、どういう状況かと伺いましたところ、家族ですとか、親戚にただで家を貸してもらって、特にそれに対して

契約書などを結んでいないということで、フィリピンの法律ですと、そういった状況ですと非正規居住者になってしまうということだったんですが、ただ、今回の場合、コンペンセーションが非正規居住者も正規居住者も同じコンペンセーションがされるということで、特に区別はそれほど重要ではないということで、ここでは登記についてはあえて触れませんでした。

○作本委員 今の未登記のあれは無権利者という、そういう方は（１）の移転反対を表明している住民に含めて考えるぐらいの解釈でよろしいでしょうか。

○松行委員 非正規の方で移転に反対をしている方は（１）に入ることになります。

○作本委員 わかりました。

○村山委員長 では、他はいかがでしょうか。

もしなければ、これで助言については確定とさせていただきます。ありがとうございました。

では、３番目です。南スーダンの架橋建設計画についてです。こちらについては長谷川副委員長に主査をお願いいたしました。

○長谷川副委員長 この案件は助言でなくて答申という言い方をしております。１ページの真ん中にありますようにガイドラインが２００４年につくられたガイドライン、申請の時期等の関係で使っているものですから、その中で使われている答申という言い方をしています。実はこの案件は２月でしたか、たしかスコーピングを対象にした答申を一度させてもらっておりました。今回は最終報告書が出てきて、それに対する答申ということになります。

私を含めて５名の委員で、１０月２４日にワーキンググループを開きました。参考にさせてもらったのは、ここにあります配付資料を４種類、１番目と２番目はいずれも英文でしたけれども、環境影響評価書、それからRAPですか、住民移転計画、詳細にわたって報告書となっていたと思います。

この次のページから答申が２３ございます。５０の質問、それから答申が出たんですけれども、ケアレスミスのようなもの、あるいは重複しているもの、その他答申というには、ちょっとここに出すほどのものではないんじゃないかというもの等は、削除あるいは合体させまして、この２０幾つになったわけです。最初、全体事項、それから次に環境配慮、これは汚染、それから、自然環境など二つに分けておって、その次が社会配慮ということで住民移転関係、それから、二つ目の文化遺産等というふうに分かれております。最後の二つのグルーピングですけれども、ステークホルダー、それから、一番最後がモニタリング計画というふうに整理させてもらっております。

一つ目、１番ですけれども、これはキャパシティということで環境配慮を本当に行えるかと

いう、その能力でちょっと不安が報告の書の中でもやはり見え隠れしておりましたので、その辺の強化プログラムをきちっと記述してくださいということです。

それから、2番目以降ですが、これは一つ目は自動車絡みでの大気汚染、これの評価をもう一度、こういう形で見直してください。

それから、河川絡みで、あるいは地下水、土壌も出てきますけれども、重金属類が少し検出されているということなので、工事等で出てきた廃棄物を投棄する場合、こういったものにも十分配慮しなさいという、その旨を書いております。

それから、4番目、これも水絡みの話ですけれども、同じように重金属がこういう具体的な名前が出てきてはいるんですけれども、記述の中の整合性がないものですから、これを整合性がある形で、もう一度、見直してくださいということです。

5番目、鉛というものが測定結果として高い。これがどうしてかというあたりもしっかり書いてくださいということです。

6番目、環境管理計画があるんですけれども、その中の評価としてmoderateあるいはmore or lessというふうな言い回しがあるんですけれども、この違い等が少しははっきりしていない。根拠をちゃんと示してくださいというふうなことです。

7番目は、いろんな工事がありますけれども、これによって生活用水、それから、農業用水、これに影響を与えない、それをちゃんと書いてくださいということです。

8番目、これは大気汚染による動植物、生態系への影響なんですけれども、将来を見越した交通量、これを視野に含んだモニタリングというものを検討してくださいということです。

次が社会配慮になります。

帰還者ということで、南スーダンでは長らく紛争が続いておりました。この大規模橋梁が建設される南スーダン領のナイル川の地域におきましても、そういった戦争から帰ってくるような人々がいろんな形でかかわってくるということなので、そういった非正規住民という位置づけになる可能性も多いものですから、そういった人たちからの影響もしっかりと押さえてくださいということです。

10番目、これはインタビューをして影響される人々のいろんなことを調べたんですけれども、住民移転をさらに円滑に進めるためには、土地の紛争というふうなことが一つ懸念されるので、この部分をしっかりと確認してくださいということです。

11番、やはり移転に絡みまして、こういった樹木副産物等がだれの所有になっておって、どういうルールでそういったものが帰属になるかという権利関係をしっかりと確認してくださいと

ということです。

12番、もちろん、これは橋梁、橋づくりなものですから、上流、下流等、河川での漁業への影響が懸念されておまして、報告書の中では、いまいち、ここははっきりと伝わっていなかったものですから、その辺のインパクトを対策も含め、それからモニタリング計画につなげるということの形で、しっかりと書いてくださいということです。

13番目は、センサスを面接等も含めまして行ったんですが、まだ、14世帯程度、終わっていないということで、しっかりとこの14世帯のことも最終報告書には含めてくださいということです。

14番はインフラ整備で、水道計画は移転のために書いてあったんですけども、それ以外のインフラ整備がなかったので、これについてもしっかりと書いてくださいということです。

15番は移転した、それと同時に職業訓練というふうな一つの対策ももう少し検討し、書いてくださいということです。

16番、補償マトリックスというものが表という形であったんですけども、この中でPAPsですからProject Affected Personsということで、影響を受ける可能性のある人々なんですが、その中に括弧書きにあるように、農民あるいは漁民とか、こういったものも具体的にしっかり追記してくださいということです。

17番以降は社会配慮の中でも住民移転以外のことがあります。

17番は景観についてですが、アクセス道路は当然、橋梁づくりのときに附帯工事として出てくるんですが、このときに景観上、芝張りをしっかりと斜面等に行って、在来種の景観を確保してくださいということです。

18番目、これはやはり移転に伴う就業のことですけれども、このあたりの経済とのかかわり等が少し足らなかったんで、具体的に促進の方針等も含めて書いてくださいということです。

19番目、環境管理計画の中で橋梁がつくられたことによる交通事故への影響、それから、それに伴う対策というものがあったんですが、別途、Health Management Planということで、この面に特化した文書があったんですが、EMPに書かれている交通事故対策がうまく反映していなかったんで、それを整合させるために、しっかりとこちらの計画の中にも書いてくださいということです。

20番目はステークホルダー協議、情報公開です。これもやはり影響を受けるであろう人たちなんですが、ここにあるように、NGO、学識者、それからマスメディア、こんな人たちも参画の機会をというふうなことです。

21番以降の三つは、報告書の最後のほうにありましたモニタリング計画についてです。

一連の計画が表も含めて記載されておったんですけれども、どういうふうな環境項目がどんな影響が出そうであって、そのために対策もしますけれども、モニタリングはそういう中でどういうふうに位置づけられるのかというふうな一連の合理的な流れが、ちょっと表現の仕方の中でこぼこがあったり、それから、整合性を欠いているということで、うまくモニタリング項目につながってこないということがあったものですから、その辺を合理的に説明できるような書きぶりにしてくださいというふうなことが21番です。

それから、22番はモニタリングをどこまでやったらいいんですかということで、非常に短い期間を対象にしております、もう少し長目のモニタリング期間設定も検討したらどうかということと、それから、せっかくモニタリングをした場合でも、その結果を何と比べたらいいのかというふうな基準値、目標値のところがあいまいだったものですから、今のうちからモニタリング計画の中にそれらを、ベースラインが今しっかりと調査されている段階ですから、書き込んでくれというふうなことです。

23番、一部、モニタリング項目はあるんですが、何回、各年でやったらいいかというあたりのちょっと細かい点ですけれども、抜けているところがありましたので、こういった希望を書いております。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 17番ですけれども、在来種の街路樹も植えつけることも検討ということになっております。これはこれでいいんですが、逆に見ると、斜面の芝張りは在来種じゃなくて外来種でもいいのかという感じがします。南スーダンの地域に在来の適切な種があるかどうか、ちょっと私は承知しておりませんが、街路樹を在来種というのであれば、斜面の芝張りも、いわゆるのり面緑化も可能な限り、在来種という趣旨を入れていただいたほうがいいのではないかと思います。

○長谷川副委員長 これは、谷本委員、いかがでしょうかね。

○谷本委員 これはそもそも私が書きまして芝のほうも在来で、街路樹のほうはなかったんですが、できるだけ可能な限り、在来のを植えてくださいというふうなことで、ですから両方とも在来という言葉がここでは抜けておりますけれども、入れていきます。

では、主査、お願いします、在来という、芝のほうも入れてください。

○長谷川副委員長 それでは、在来種という言葉も、もし、他のワーキンググループの委員の方、特になければ、そうしたいと思います。具体的にはこの文章で、斜面の在来種の芝張りというふうにしたらいいですかね。おかしいですか、日本語としては。

○村山委員長 両方にかかるので在来種という言葉も後に回して、今の文章でいくと、芝張りについてはこれのままで、可能な限り、在来種の、というのを削除して、街路樹も植えつけることも検討する。その際、両者については可能な限り、在来種を使用することを検討することというふうにしたらどうですか。

○長谷川副委員長 谷本委員、そういう表現でよろしいですか。

○谷本委員 結構です。

○長谷川副委員長 では、そんなふうに直すということでよろしくをお願いします。

○村山委員長 では、他はいかがでしょうか。早瀬委員、どうぞ。

○早瀬委員 8番なんですけど、大気汚染と生態系への関係のモニタリングというところが、従来の日本の経験でも大気汚染の影響という、せいぜい、人体あるいは経済的財産に対する影響を想定したモニタリングに限定されていたんじゃないかと思うんですが、生態系への影響について、そういうシナリオを想定したモニタリングというのは、一体、どういう項目をモニタリングするのか、あるいはどういう方法でやるのかということが私は想定できなかったものですから、ちょっと教えてください。

○村山委員長 この項目は、私のほうからコメントを出したもののなんですけど、現在、ほとんど余り交通量がないところにこの橋ができて、恐らく、今後、交通量の増大が見込まれるということで、周辺にはこういった動植物、特に植物だったと思いますけれども、存在しているようなんですね。なので、これから恐らく増大していくとすれば、何らかの影響があるかもしれないということで、人体への影響ほどではないんですけども、植生の変化とか、そういうことについて、モニタリングする必要があるかないかということを検討してもらえないかということなんです。ですから、早瀬委員がおっしゃるように、人体影響に関する細かい調査というレベルではないです。

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

○作本委員 作本です。ちょっと私も案件自体の事情がよくわからないんですけども、ナイル川という私も見たことがありますけど、やはり氾濫して、そこでダムをつくって抑えたという前例があるところですけども、いわゆる雨季と乾季で水の量が相当違うんですね。先ほど汚染物質の測定値、鉛の場合、5番にもありましたけれども、やっぱり雨季と乾季を区別して

代表的な月でよろしいかと思う。そういう測定結果を並べてもらうことがないと、特に水量が少ないだけではわからない。今は川の水量自体が全体的に減ってきているということも聞いていますので、その区別がどうしても必要なんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○長谷川副委員長 報告書は、そうあったとき、雨季、乾季の分けで測定値があったような気がしたんですが、どうですかね、そこまで覚えておられませんか。

○長谷川副委員長 報告書は、そうあったとき、雨季、乾季の分けで測定値があったような気がしたんですが、どうですかね、そこまで覚えておられませんか。

○村山委員長 私の記憶では、そういった区分があったようには思えないんですが、担当の方がもしいらっしゃればわかりますでしょうか。

○吉田 事務局で本件を担当させていただいている吉田と申します。まさにおっしゃるとおりで、ナイル川ですので、雨季、乾季の流量の変化というのがありますけれども、4番及び5番に關係するところで、表流水、地下水あるいは土壤汚染というところについて、ご承知のとおり、南スーダンという独立直後で、独立を挟んで今回、EIAの調査を行ったというような状況でして、実際には二次情報、具体的に申し上げますと近隣でJICAの別の事業を行っておりまして、その際に環境のモニタリングを行った際のデータを流用という形で分析させていただいております。

ですので、ちょっと鉛が高いですとか、事業の対象地とは少し離れたところで環境基準を満たしていないところというのが出ているんですけれども、本件はそこよりも田舎にあるというところでして、実際はもっと低い値が出ているんじゃないかということを想定しています。実際には詳細計画の時点、あるいは土木工事が始まる直前の時点で再度、計測しようという形で計画させていただいております。御質問でありました雨季と乾季ですが、そこに関しては事業実施中のモニタリングのところで、雨季、乾季の両方ともカバーするという形で計画はされておりますので、少なくとも実施段階においては、両方とも考慮したモニタリングが行われるという計画になっております。

○作本委員 わかりました。

○村山委員長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

もしないようでしたら、これで終わらせていただきたいと思いますので、どうぞ。

○吉田 もう1件、補足といいますか、大変申しわけないんですが、修正をさせていただきたいと思います。一番最初に長谷川主査のほうから、本件は旧JICAのガイドラインが適用ですので、答申ですという形でご説明いただきましたが、こちらにも審査会の時点から委員を務めて

いただいている方はご承知かと思うんですけれども、旧JICAの審査会のほうでは、無償の調査に関してはスコーピングに対して諮問・答申という形でさせていただいていたんですけれども、最終報告書に関しては報告をJICAからさせていただいて、そこに対して審査会からコメントをいただくという形で行っていたかと思います。

今回も助言委員会ですけれども、報告に対してのコメントという形ですので、今回の資料の一番最初のタイトルにございます答申（案）とか、あるいは大見出しの答申案検討の経緯、その下の一番最後の行、上記の会合に加え、メール審議により答申を確定した、あと、2枚目の答申と一番左上に書かれているところ、すべてコメントという形に修正させていただきたいと思っております。ちょっとこちらの確認漏れで答申という形で記載させていただいたことをお詫びするとともに、修正させていただきたいと思っております。

○村山委員長 ありがとうございます。たしか原案ではコメントになっていたんですが、私が修正したんですね。申しわけありません。コメントということで最終的にはまとめていただくということです。

では、他はいかがでしょうか。

では、次の案件に移らせていただきます。ちょっと時間がかかっておりますが、次が終わったら、一度、休憩を入れたいと思います。四つ目がインドの火力発電所の建設事業、環境レビューということです。主査は石田委員ですが、今日は松下委員、よろしくお願いいたします。

○松下委員 それでは、インド国、DCR超臨界圧石炭火力発電所建設事業、有償資金協力の環境レビューに対する助言案について、石田主査にかわり、報告いたします。

ワーキンググループは、石田委員、岡山委員、田中委員と私の4名で10月28日にワーキンググループ会合を開催いたしました。

このプロジェクトはインド北部、首都デリーに隣接したハリヤナ州というところで、既存発電所の中に新しい発電所をつくるという計画です。インド全体として慢性的な電力不足に直面しているわけですが、ハリヤナ州においても特に産業化が進み、需給がタイトであると、そういう背景がございます。

それで、助言案ですが、全体で19項目にわたっていますが、環境影響、汚染対策、自然環境、社会環境、環境管理計画・モニタリング、ステークホルダー協議という項目で整理をしております。

最初の環境影響ですが、1番目が石炭輸送のための鉄道整備に伴う環境影響を考慮することということで、石炭輸送が増えますので、それに関する影響を考慮することということであり

ます。

2点目は、日本の温室効果ガス排出権取引（CDM）の対象とすることを提案することということです。これは超臨界圧石炭火力という非常に効率の高い火力発電所ですので、従来型の亜臨界圧石炭火力と比べると温室効果ガスの排出量が低減されると、そういうことを前提として現地ではCDMの対象とすることを考えておりますので、それを日本のCDMの対象とすることを提案すると、そういうことです。

それから汚染対策ですが、これについては石炭火力発電特有の対策を幾つか書いてあります。

3番目、土壌汚染の分析において、プロジェクト敷地内のデータが相対的に高い値を示した理由を確認することと。

4番、灰捨て場からのスラリーに伴う汚染処理方法を確認すること。

5番、工事中の粉じん、騒音、廃棄物などに関し、問題が生じないよう適切な対策をとること。

6番、既存の発電所設備も含め、発電施設からの工程排水、生活排水、雨水排水の処理方法について確認すること。

7番、発電所からの放流水の排出基準について確認すること。

8番、既存の発電所からの排ガスのSO₂、NO₂の分析結果を確認すること。

9番、粉じん等による大気汚染対策として、飛散防止低減システムが提案されているが、具体的な対策の内容を確認すること。

10番、同じサイト内にある既存石炭火力発電所から排出される焼却灰（Fly Ash及びBottom Ash）の組成について分析結果を確認すること。

11番、焼却灰の処理方法として、れんが、セメント、コンクリート等への再利用、スラリー化して灰捨て場に廃棄するとの対策が示されているが、こうした再利用等により環境汚染が生じないように、必要な措置を講じるように確認すること。

以上が汚染対策です。

それから、自然環境についてはグリーンベルトを造成するということが詳細に記述されておりますが、それに加えるコメントとしまして、グリーンベルトの植栽・管理については、将来的には人工林の生態系として生かすことを検討することとあります。

それから社会影響、今回のプロジェクトは既存の火力発電所の敷地内に新型の火力発電所をつくる形ですので、住民移転等は生じませんが、社会影響に対する配慮として、13番、本事業の実施により、農業、需要パターンの変化、雇用、購買行動の変化、教育、健康の各分野で想

定される正の効果について、CSR事業等の過去に実施された事例を含め、具体的な関連が明確に見出せるように記述すること。

14番、貧困層及び地元住民を優先的に雇用するための措置を申し入れること。

15番、地元住民を雇用するための教育・訓練の機会を設けるよう申し入れること。

以上です。

次に、環境管理計画・モニタリングについては、16番、モニタリング地点、頻度、方法、基準を超えた場合の対処方法等を明記した環境管理計画を作成し、大気、水質、騒音、土壤環境に関する適切な環境モニタリングを実施すること。

17番、灰捨て場からの環境汚染（大気、飛散、汚水による水質汚染、地下水汚染、土壤汚染）を防止するために、基準に従って施設管理を行うこと、また、適切な環境モニタリングを実施するとともに、汚染（基準超過）が生じた場合の対処方法を検討しておくこと、特に既存の灰捨て場も含めて適切な遮水対策について確認すること。

最後に、ステークホルダー協議についてであります。18番、社会経済調査の結果がステークホルダー協議でどのように生かされたのか確認すること。

19番、過去及び今後予定されるステークホルダー協議において、参加者が公平な参加を担保するための方策について確認すること。

以上です。

○村山委員長　ありがとうございました。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。原嶋委員、どうぞ。

○原嶋委員　11月14日に同じように石炭火力発電所についての事業のワーキンググループがありますので、参考のためにお聞きしたいんですけども、2番でCDMの対象として提案することなんです。一般論として助言委員会という役割、このこと自身は適当だと思うんですけども、ただ、助言委員会の助言として、こういう提案を盛り込むということは、役割との関係で適当なのかどうかという点が1点。実際にこういうことを助言委員会で提案していただいて、JICAのほうでそれが実現可能なかどうか、この案件については、そもそも、それを意図しているような印象があるんですけども、その点が2点目です。

3点目は、今後、同じような事業があると思うんですね。温室効果ガスの削減効果を伴う事業とか、あるいは吸収源の増大を伴うような事業があると思うんです。こういったものが今後、あったときに、こういう提案を積極的に盛り込んでいくということなのか。多分、今まで審査会の時代も含めて、この種の事業があった場合にも、ここまで盛り込んだ記憶は私にはないん

ですけれども、これ自身が悪いということではないんですけれども、ちょっと一般的な今後の参考のためにお聞きしたいと思います。

○松下委員 どうします、私から答えますか。

○村山委員長 まずはワーキングの中でそういった議論があったかどうか。

○松下委員 EIAの報告書に、CDMとして検討するというような記述がありまして、それで、それに対して実は二つ、私と岡山委員から質問がありまして、私のほうはCDMとして取り上げるつもりかどうかという質問だったわけですが、岡山委員はせっかくだから日本がかかわるCDMの対象として提案してはどうかと、そういうご意見でした。

それで、もちろん、CDMプロジェクトですから、これから実際に申請してCDM理事会等、いろいろプロセスがあるので、それ自体はきちんと承認プロセスを経ますから、それで、結果として日本が関与するCDMになるかどうかはまだ未定ですが、せっかくJICAが関与するプロジェクトなので、できればいろんな諸条件を整えば、日本の関与するCDMとして提案してはどうかというのが岡山委員のご意見で、それで、特に異存はなかったという経緯で提案として残っております。

○長谷川副委員長 そういう質問をお二方がされて、JICAさんのほうの回答はどういうふうな内容だったんですか。

○松下委員 事業主体としては、CDMとして検討していきたいと、そういう趣旨だったと思います。

○村山委員長 では、先ほど原嶋委員がおっしゃったように、私の記憶でも、これまで審査会を含めて、こういった提案が助言あるいは答申の中に出てきたことはなかったと思います。今回、初めてだと思うんですけれども、委員の方々でこの点についてどのようにお考えなのか伺えればと思いますが、では、先に田中副委員長。

○田中副委員長 僕は、これを原文では読み落としていて、今、松下委員からお話があったような経緯で、WG席上では確かにそういう質疑が行われました。経緯は、結局、今のご説明にもありましたように、もともとのレポートにそういう記載があって、それをきっかけに、であるのならば、日本側がそこに取り組むように積極的に取り組んではどうかと、たしか、そういう趣旨で指摘があり、JICA側も確かにそうですよねということで受けとめてくださったかと思います。ですから、今まで記述がないものをこういうふうにしるということは、確かに今までなかったと思うんですが、今回の場合、レポートの中にそういう話があったものですから、それをきっかけに、こういう提案が出たということです。確かに今までの審査の中で、こういうこ

とを書いた例はなかったように思いますけれども、確かにね。

○長谷川副委員長 先ほどJICAさんのほうの回答はどうだったかと私が聞いた意図は、何かJICAさんのほうで、こういった国際協力案件をやる場合には、環境絡みで必ずCDMというところが今、こういう形で実施されていますから、ですから、我々助言委員会で言わなくても、JICAさんのほうがこれを何か一つのシステムとして、当然、これはいけるかどうかみたいなどころを他の場所でやっておって、これはもうそういった中で検討していますよという答えがもしあったとすれば、我々がわざわざこんなことをしなくてもいいかなと思ったものですから、ただ、全然、そんなことをふだん、考えておらないんだということであれば、我々は折に触れて触れなくてはいけないかなという気はするんですけれども。

○河野課長 おっしゃるように他の部署で検討はしています。気候変動室という別の部の室がありまして、そこで、各案件についてどうかという議論をしております。それで、ガイドラインの関係でいいますと、気候変動の関係、温室効果ガスの関係は、最初のページで少し触れているだけで、そこではJICAとしては、こういった地球環境に貢献するプロジェクトは積極的に支援するというくだりはあるんですけれども、ガイドライン上、どうかということは実は細かい規定はございません。今後、国際機関でそういった議論もあるのかもしれませんが、今のところは我々のカバレッジでは必ずしもないのかなと思っています。

ただ、いずれにしましても、JICA全体としてはCDMであるとか、気候変動に対しては、他の部署が管轄していて、可能であれば、そこは積極的に検討していくということは行っていますし、助言としてはもちろん我々はそこを何ら制限するという意図もございませんので、いただいたものについてはもちろん検討させていただきますし、難しいようであれば、それは最終的な段階でまた何らかのご説明をするということになるかと思います。

○松下委員 CDMに関する個人的な見解であります。今回のプロジェクトは既存の石炭火力発電所、それは亜臨界圧石炭火力発電所、それが300メガワット掛ける2倍、600メガワットあるところに、サイト内に最大出力660メガワットの高効率の超臨界圧石炭火力発電所を建設するというので、私の質問はCDMとするのであれば、そのベースラインはどういうふうに考えるんですかという質問でして、それに対する回答は、従来からある亜臨界圧石炭火力発電所がベースラインですと。そういうことがドキュメントに書かれていました、計算式が。

それはそれで一つの説明なんです。私の個人的な疑問としては、要は既存のものをスクラップして、より高効率のものにかえるのであれば排出量は確かに減りますが、既存のはそのまま、プラスアルファで高効率のをつくった場合に、それがどうしてCDMでCO₂の削減になる

かという疑問です。それが国連でCDMとしてちゃんと認められるのであれば、そういう仕組みとして理解しますが、この案件だけを考えるとネットではプラスになっており、温室効果ガス排出は増えます。そういう疑問は依然として抱いております。

○村山委員長 わかりました。

では、他に。どうぞ。

○升本次長 私から言うのも何なのですけども、基本的には新たにつくるものが、その国においてどういう方法で実施されることが予想されるかというのがベースラインなので、この場合、我々が何のインターベンションもしなくて、亜臨界でやるのがMost Likely Optionだということになれば、それがベースラインとなりますので、支援により超臨界でやった場合の削減幅はCDMとしてカウントをすることはできると思います。

あと、CDMにするかどうかという話は、今、河野のほうからお話ししたように、地球環境部の気候変動室のほうで、1件、1件、見ておりますので、そこでひっかかることにはなるとは思います。それで、この助言案で行こうということでしたら、それはそれでいいのですが、CDMといった場合、あくまでもCDMはクリーン開発メカニズムなので、ここで括弧の中に入っているのはちょっと違和感があるのですが、いかがでしょうか。

○村山委員長 今の点は私も感じていたのですけれども、ワーキングではそのあたりは議論になっていないでしょうか。つまり、排出権取引というのはCDMとは別の枠組みで動いているものではないかと私は理解をしていたんですが。つまり、先進国の企業間でやったりするものが排出権取引と言われているものではないかと思うんですけども。

○原嶋委員 言葉の問題もあるんですけども、もう一步、前に戻って助言委員会の役割として京都議定書なり、国際的なルールに基づいて日本の国際的なコミットメントを果たすということについて、助言委員会がそこについて触れるということが悪いことじゃないんですけども、いいのかなと個人的な思いがあるんですね。それと、今後、同じようなことが多分あったときに、ここので、入っている場合と入っていない場合と、どのぐらいの削減効果があれば入れるのか、入れないのかとか、いろんなことが今後、出てくるので、少し線引きをしておいていただいたほうがよい。今後の議論の場合にも必要な大体の方針を考えていただきたいと思います。表現の問題はまた異論はあると思いますけれども。

○村山委員長 わかりました。そのあたりの線引きができるかどうかは、結構、大変な議論だなと思うんですけども、今日の時点ではなかなか難しいと思います。

他に何かご意見は。日比委員、どうぞ。

○日比委員 このCDMに関しては、個別案件で議論するのもどうかなと思っていたんですけれども、今、ちょっと議論になっているので考えを述べさせていただきますと、皆さん、ご存じのとおりCDMは追加性があるかないかというのが一番重要になるCDMの精神だと思うんですけれども、そこと助言委員会の役割ということで考えていきますと、事業として既にJICAさんでやろうということで進んでいるものを初めからCDMということで考えて準備しているのだったら、CDMとしていいと思う。そうでないんだけど、ひょっとしてCDMになるんじゃないかと、CDMでやったほうがいいんじゃないかというのを助言委員会が助言すると、環境側から見れば、むしろ、助言しなければ他で日本政府は削減をしないといけないので、環境十全性からいけば実はマイナスのほうに働くということになると思うんですよ。

個別の案件ということとはずれてくると思うんですけれども、もともと環境への配慮をどうしていくかということを経営する委員会の助言が実はもっと他で、今、この場合、地球の気候変動対策を他でできるはずのところを、既にやることが決まっていた事業でやってしまうということになりかねないなと思って、ですので、私も個人的には違和感を感じているところです。

○村山委員長 他にいかがでしょうか。

今まで伺ってきている感じでいうと、2番については余り積極的にお話いただいたことはなかったような気がします、この項目を出された岡山委員が今日のご欠席なので、最終的な判断が難しいんですけれども。

○日比委員 すみません、もう一つ、一方で、特にこういった多分、火力発電とか、逆に日本が、あるいは日本が持つ技術をもってしなければどうなるかというのも、検討を一方でしないといけなくて、結局、超臨界でない技術が日本がやらなければ導入されてしまうというのは、逆に地球のためにはよくないということになりますので、先ほど私はややネガティブに言ったんですけれども、どっちかという環境面にどれだけ貢献するかというのは、多分、ケース・バイ・ケースになるのかなということをちょっとつけ加えさせていただきます。

○松下委員 岡山委員の気持ちを斟酌して説明しようと思いますが、岡山委員の気持ちとしては、このプロジェクトがCDMとしてきちんと評価されて、認められる内容である場合は、せっかくの日本が協力して、しかも日本の技術もかなり最新のものを多分、協力して出すわけですから、それを日本のCDM案件として扱えるように申し入れてはどうですかと、そういうことだと思うんですね。先ほど私は個別案件についてやや否定的コメントにしましたが、やはり、広い目で見れば、確かに長期的には効率の悪い石炭火力が効率のよいのにかわっていくことは、全体としては下げる効果、そこらあたりをどう評価するか。これはCDM理事会なりで評価され

ていくと思いますので、そういうところできちんと評価されてCDMプロジェクトと認定された場合は、日本がかかわるように提案してはどうかと、そういう趣旨だというふうに思います。

○田中副委員長 私もワーキングに出て、特段、その段階ではコメントしなかったんです。私がワーキングの席上で考えたこととしては、このプロジェクトのある種の環境面から見た性格づけといいますか、意味づけをこういうCDMにしたらどうかという提案でするのは、意味があるかなと思ったわけですね、その議論の中で。確かにそういうことはあるなど。積極的価値を付加する、付加価値をつけるという意味ではいいんじゃないかと、それで思ったんですが、確かに言われてみると、この案件だけで他の案件で言わないとか、そういう個別のことを言い出すと、確かに尺度が難しいですねというのはそのとおりだと思います。ただ、ワーキングの席上では意味合いとしては、確かにこのプロジェクトの環境面から見たところのよい面、あるいは性格づけを助言すると。それは確かにあり得るなと思って受けとめた次第です。

以上です。

○村山委員長 どうぞ。

○升本次長 余りしつこくならないようにしたいのですけれども、先ほどの松下委員の意図ですと、要するに日本が支援するから、そのかわりにクレジットを持ってこいという理解もし得るような気がするんですけれども、それはODAのルール違反だったように記憶しておりますので、そういう表現の場合はちょっと避けていただかないとまずいかなと思います。

○村山委員長 ありがとうございます。

作本委員。

○作本委員 作本です。今、おっしゃった内容は、私もこの文面だけから見て同じような印象を受けました。この案件をサポートするよと、だけれども、CDM、これを吞んでくれよと、そういう置きかえをやっているかのように、この文章は、しかも冒頭にあるので、印象を受けたわけですが、例えばその他の場所にこれに移すことでいかがでしょうか。しかも実施可能性というか、僕は全く落とすのはもったいないなという気もちょっとあるんですけれども、例えばCDMの分、括弧書きを外して、取引の実施可能性について検討することと、あるいはそういう機会を持つことというようなことぐらいで、提案するぐらいで済ませられないものかなという気がしたんです。

というのは、インドでは今、かなり石炭火力に対する反対が出ているというか、タージマハルをご存じでしょうけれども、あれが起こって周辺の石炭火力は、煙突から煙が出る工場も全部、停止状態なんですね。トップダウンで行政が動いてくれないんで、最高裁の判断でもって

そういうことをやっているという、かなり微妙なところにあります。ですから、火力についてもう少し例えば現在のように和らげるとともに、SO_xの問題については何か質問等があればこちらで協力しますよというか、情報提供しますよというぐらいの感じの内容を、どこか文言を入れつつ、動くことのほうが賢明じゃないかなと思いました。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

今日はNGO関係の方が少し少ないんですが、いらっしゃれば多分、ご意見が出るような気がします。今日は岡山委員がいらっしゃらないので、今のような議論をお伝えいただいて、最終的に入るにしても、今、作本委員がおっしゃったような形で文言を修正していただいて、まとめていただくということでいかがでしょうか。原嶋委員がおっしゃったように、本来であればこういったものについてこういったことを含めるのか、議論したいところですけども、一般論としてはなかなか難しい気がしますので、この案件についてはそのような形でまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、ワーキングの方々、少し議論が残ってしまいますが、よろしくお願いします。

どうぞ。

○高橋委員 二つほど質問させていただきたいと思います。

一つは、環境レビューの助言において、確認をすることという言葉については、この助言委員会で何度か議論されたところですが、本案件で確認することということの他に、例えば5番では対策をとることといったようなことが幾つか出ております。例えば5番のような対策をとることというのは、具体的に相手方はどこになるのでしょうか。つまり、環境レビューという段階で助言を出して、こういう問題は生じないよう適切な対策をとることということですよ。特に11番の場合に、必要な措置を講じるように確認すること。これをもし5番や何かと同じようにするのであれば、必要な措置を講じるということことで済むような気がします、何か違いがあるのかどうかということ、これが1点目です。

2点目は12番なんですが、将来的には人工林の生態系として生かすことという意味は何となくわかるような気がしますけれども、どういうことなのか、これについて伺いをしたいと思います。

以上です。

○松下委員 ちょっと上手に答えられるかどうか分かりませんが、5番については今後、事業が実施されるわけですので、そういう事業段階で対策をとることということです。それで、11

番については、これはいわば実際に発電所が建設されてオペレーションが始まってからの後のことになりますので、実際の工事というよりは、その後のことなので必要な措置を講じるように確認することと、そういうこと。

○田中副委員長 私の理解ですが、5番のところは適切な対策をとるよう提案することとか、相手方に申し入れること、そういう趣旨だということです。とることというと、何となく直接的に、相手に申し入れろ、あるいは提案しろと、そういう趣旨だということですね。そういうように他を合わせれば、多分、つながると思います。他と意味は同じだということです。確認するという表現も書いてあるけれども、その場合は事実関係をちゃんと確認してほしいということです。この場合は対策が抜けていたので、それをとるよう提案すること、ということで読み取っていただければいいのではないかと思います。

○松下委員 ありがとうございます。

12番、これは私が提案した内容ですが、日本の発電所だとか、製鉄所の事例を見ると、グリーンベルトをつくった後、かなりそれが実質上、ある程度、人工林的になっていて、いろんな機能を果たすようになっているので、そういったことも視野に入れて、計画的に植林してはどうかと、管理してはどうかということで、もし高橋委員のほうからもう少しよい表現があればお聞きしたいと思いますが。

○高橋委員 具体的にすぐ思いつかないんですが、人工林の生態系というのが何となくわからなくはないんですが。

○松下委員 例えば二次的な植生としてとかというのはどうでしょうか。

○高橋委員 これは要するにできるだけ自然に近くしなさいという意味なんですか。

○松下委員 生態系の機能は、当初は恐らくグリーンベルトですから大気汚染を軽減したり、あるいは騒音を低減したり、そういうことを目的としていたわけですが、それに加えていろんな生物が、動植物、そういうものが豊かに存在するようになることも期待したい、そういう趣旨です。

○村山委員長 高橋委員、何か適切な表現があれば、ぜひ、お願いしたいところですが。

○高橋委員 もし、そういう動植物ということであれば、動物の生息地としても生かすことを検討するとか、何か、そんな感じはいかがでしょうか。他にもっと適切な表現を他の委員の方もお提案があればありがたいんですが。

○日比委員 特に植物も含まれるかもしれませんが、その生息地ということであれば、今、高橋委員がおっしゃったような形でいいのではないかなと思いますし、もう少し、いわゆ

る生態系の機能を幅広く念頭に置かれているのであれば、そういう生態系の機能とか、あるいは生態系サービスという言葉を使って、例えば管理については生態系サービスを考慮して、植栽については生態系サービスも考慮して管理を検討することとかというような形ではいかがでしょうか。

○松下委員 それでは、グリーンベルトの植栽・管理については、将来的には生態系サービスを考慮して行うことと、そんなことですか。

○村山委員長 では、12番は今のような形でよろしいでしょうか。

あと、5番については先ほどの田中副委員長の話でいくと、適切な対策をとるよう提案することということよろしいですね。

○高橋委員 11番はいかがでしょう。このままでよろしいですかね。

○村山委員長 11番はどうでしょうか。確認することを生かすとすれば、必要な措置が講じられることを確認することになりますか。早瀬委員。

○早瀬委員 何か将来の不確実性を含んでいると、もし、その影響が懸念されるような場合にはという趣旨でしたら、そういう不確実性の問題というのは、モニタリングということで今まで処理してきたというふうに思うんですけども、ここもモニタリングをして、必要な場合には対策をとることというような趣旨でいかがでしょうか。

○村山委員長 具体的にはどういう表現になりますでしょうか。

○早瀬委員 対策が示されているが、供用後も環境影響についてモニタリングを実施して、必要な場合には措置を講じることというふうなことでしょうかと思いますが。

○村山委員長 今のような表現でよろしいでしょうか。では、今の早瀬委員のような表現で、11番についても修正していただくというふうにしたいと思います。

では、他はよろしいでしょうか。谷本委員。

○谷本委員 細かいことでよろしいでしょうか。3番の土壌の分析の結果、何が高いんですかね。何か少し言葉を入れられたら、高いという内容がわかると思うんですが。

○田中副委員長 これは私が出したんですが、分析リストが載ってまして、周辺の付近の場所と、このプロジェクト敷地内の分析データが載ってまして、銅とか亜鉛とか、そうそう、その表ですね。それで、この項目のこの値が高いのはどういうわけですか、わかりますかと質問したところ、それはちょっと確認してみないとわかりませんということでしたので、JICA担当としてはどのことを言っているか、よくわかっていると思います。

その上で、先方敷地内のデータが高いので、何らかの大气から降り注ぐとか、そういうこと

があるんじゃないかと、そんな懸念もしまして、あるいは石炭の灰の中に含まれているものがあるとか、そういう懸念があるので、理由を確認してくださいということで、相対的に高い値を示した理由を確認することと、そういう助言にいたしました。項目としては銅とか、ジंकとか、アイアンとか、そんなたしか測定項目だったと思います。

○村山委員長 そうすると、具体的に物質名を入れたほうがいいですか。

○谷本委員 ちょっと言葉をそうすれば相対的に高い値を示すデータがあるというふうに、少しデータを後ろにでも持っていかれたら、そのほうが何かすっきりすると思います。データが前にきているから何だろうなと思って、ということなんです。

○村山委員長 では、プロジェクト敷地内で相対的に高いデータを示した理由、少しおかしいですね。

○田中副委員長 高い値というのを高いデータに置きかえたらどうか、それだとおかしいですか。あるいは高い分析値かな、敷地内が相対的に高い分析値を示した理由を確認することとか。いい表現があれば教えていただく、もし、あれなら、プロジェクト敷地内が相対的に高い分析値あるいは高い分析データでもいいんですが、そういう趣旨ですね。

○村山委員長 谷本委員。

○谷本委員 高い値を示す幾つかなんですか、一つとか二つとか。

○田中副委員長 幾つかですね。

○谷本委員 幾つかの項目ぐらいで何かされたらどうですか。それで相手はわかるんじゃないですか。示す項目があるのでその理由をと。

○村山委員長 趣旨はおわかりいただけましたか。私はすぐ文言の表現ができないんですが、では、今の点を考慮していただいて、ワーキングでもう一度、検討していただくということでよろしいですか。

○田中副委員長 わかりました。

○村山委員長 では、他にいかがでしょうか。どうぞ。

○長谷川副委員長 細かいところで申しわけございません。最後の表現を確認すること等に統一したので、まず、トップバッターに出てくる1番目、これも考慮するよう申し入れることとか、そういう表現にしてほしいと思います。

以上です。

○村山委員長 他はいかがでしょう。大体、よろしいですか。

幾つか宿題が出てきてしまいましたが、もともと余り時間がなかったんですね。先週1週間

でやっただいているので、その点も考慮すると、なかなか厳しい状況でまとめていただいているんですが、幾つか追加で検討していただく点が出てきましたので、ワーキングの方でご検討をお願いをしたいと思います。

では、よろしければ、これでこの案件についても終わらせていただきます。

思いの外、時間がかかってしまいましたが、少し休憩を入れさせていただいて、残りのほうを進めたいと思います。

午後5時24分休憩

午後5時32分再会

○村山委員長 では、再開させていただきます。

次は第5議題ですが、助言対応結果の報告ということで、ベトナムの高速道路建設事業に関する環境レビューについてのご報告ということになります。

では、最初に事務局のほうから対応結果についてご報告いただいて、少しコメントをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○立松課長 ベトナムの担当課の立松と申します。2月に開催されましたワーキンググループでご審議をいただいて、その後、環境レビューの助言を頂戴しております。その後、7月に現地で行った審査でどういった助言への対応を行ったのかということについて、結果をご報告させていただきます。早速、お手元の資料に基づいて、ご説明します。

本事業は、ADBとの協調融資で全長57キロの高速道路を建設するという事業です。そのうち11キロの区間につきまして日本の円借款でカバーいたします。では、早速、お手元の助言対応結果という資料に基づいて説明します。

全体で七つのご助言を頂戴しておりまして、うち1件が長大橋の建設に伴う自然環境への影響について、うち5件が非自発的移住に関連するもの、そして最後の1件は被影響住民との協議等についてのものです。

まず、1点目から順に進めてまいりたいと思います。まず、1点目につきましては生物学的な負荷を軽減するために、絶滅危惧種の有無にかかわらず、生物種、そして生活史、また、生物季節等を把握した上で施工スケジュールに反映すべきであるといったご助言を頂戴しております。

これに対する助言対応結果でございますけれども、まず、当該エリアにはメコンデルタの固有種、また、絶滅危惧種等は存在していないということが既に行われたEIAの調査の中で確認をされております。具体的には2009年5月から8月に生物種の調査を行いまして、この中でベト

ナム国のレッドブックに記載されている希少種は、存在していないということが確認をされております。

こういった固有種、絶滅危惧種が存在していない場合につきましては、生物季節に配慮した施工スケジュールの策定はとり行っておらず、現実的にも難しいと認識しております。しかしながら、こういった負荷を軽減するために実施機関と協議を行いまして、施工のエリア、また、濁水の放流につきましては、可能な限り、抑制をするということを通じて、負荷軽減を図ることを合意いたしました。

以上が1点目でございます。

続きまして、二つ目に移ります。二つ目につきましては、二つのポイントがあります。一つ目が被影響住民の生計回復、職業転換の状況についてのモニタリングは、延長を含めて柔軟な措置を行うべきであるという点、また、2点目は移転後の苦情、要望には柔軟に対処をすべきであるという点です。

2点目につきましては実施機関と協議を行いまして、住民移転計画の107ページにも書かれておりますけれども、今回、予定しているエクスターナルモニタリングエージェンシーによる外部モニタリングの期間につきましては、必要に応じて延長するという合意をまいりました。2点目の苦情解決につきましては、住民移転計画の冒頭の部分にも2011年2月から2013年12月まで設置をし、対応していくと記載をされておりますが、こういった苦情対応のメカニズムの構築、また、柔軟な対応を行うということについて実施機関と協議をし、合意をまいりました。また、ADBとの間でも協議を行い、そのモニタリングの実施を合意をまいりました。

3点目に進みまして、3点目は住民移転計画の最終版、計画の実施状況は、JICAとしても妥当性を確認すべきであるという助言でした。

これにつきまして現地でも協議を行いまして、同意申請が行われる際には、JICAも住民移転計画の提出を受け、その内容を確認することにつきまして実施機関と合意をまいりました。2月の会合でもJICAの事務上、住民移転計画は承認対象とはなっていないとご説明を差し上げましたが、今回、この件につきまして我々も提出を受けた上で、その内容が妥当かどうかを確認し、環境社会配慮ガイドラインに沿った措置が講じられることが定められていない場合については、ベトナム側に改善を求めると合意をまいりました。

4点目にまいります。助言の内容としては、外部モニタリング機関によるモニタリングの結果は、JICAも主体的にチェックをすべきであるという助言でした。

これにつきましては、モニタリング結果が実施機関を通じてJICAにも報告されることを実施

機関と合意をしております。

5点目にまいります。5点目のポイントは、1点目は移転先において農地不足への懸念が存在しており、近隣地で代替農地を確保できないコミュニティの把握を行うべきであるということ、2点目は、実施機関による支援の内容が十分かどうか、また、住民の反応を十分確認すべきであるといった助言でした。

1点目につきましては、現地での協議において、円借款の対象区間を対象とした詳細資産調査及び住民協議を通じまして、実施機関が、実際に農地が確保されないコミュニティの数などを確認することを合意してまいりました。農地不足の件につきましては、これまで13回、約1,000人以上の住民が参加した現地でのコンサルテーション会合の中で、一部、農地の不足を懸念する声があったことから、そういったご助言をいただいたものと理解をしております。コンサルテーション会合のサマリーにつきましては、住民移転計画の49ページ以降に記載がございます。

2点目の実施機関による支援が十分か、また、住民の反応を確認すべきといった点につきましては、右側に書いてあるおりの結果でございます。大きく3点、ございます。1点目が近隣に農地を確保できない場合には、農地を確保できる別の場所に移転するというオプションをベトナム側が用意をするということ、また、二つ目に社会的弱者を含む世帯に対しては、優先的に近隣の農地を確保できる移転先を割り当てること、三つ目にこれらの点を住民協議において説明し、実際の計画に住民の意見を反映していくこと、この3点を実施機関と合意をしてまいりました。また、あわせまして、12月に最終化されます住民移転計画におきまして、こういった点を盛り込むということについても、住民移転計画の策定の支援をしているADBとも協議しまして、合意をしております。

6点目にまいります。6点目のポイントは、大きく二つあります。1点目は、補償レートは地価の変動を反映したものとすることを文書で確保すべきであるという点、2点目は、補償費は土地収用の前に支払われることを文書で確保すべきであるという点です。

1点目につきましては、実施機関との協議を通じて、実際に再取得価格調査を2011年6月以降、約半年に1回、2年間の間に各年2回、再取得価格調査を実施し、その結果を補償価格に反映するということを確認いたしました。2点目につきましては、住民移転計画の86ページに、ペイメント・アンド・リロケーション・オブ・ハウスホールズという項目がございまして、こちらには土地収用の少なくとも4カ月前には、補償費の支払いは行われるものであるという記載がございまして、文書においても土地収用の前に補償費が支払われるということを確認しており

ますし、実施機関との間でその確実な実施を合意いたしました。

最後の7点目でございます、こちらの助言は実施スケジュールあるいはフォーマルな機会に特に拘泥することなく、住民の理解と納得を得るために時間をかけて必要な協議を行うべきであるということについて、実施機関、また、ADBと確認をした上で、意識の共有を図るべきであるといったご助言でした。

こういったポイントにつきまして、現地の協議を通じて、この助言に沿った立場を説明をいたしまして、意識の共有を図ってまいりました。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、特に担当された委員の方が詳しく状況をご存じだと思いますが、何かご質問、コメントがありましたらお願いいたします。

○河野課長 補足させていただきたいと思いますが、今日、報告させていただいた内容は、もともと設置要綱であるとか、運用目安に記載されているものではありません。以前に全体会合で議論があったかと記憶していますが、環境レビューに対して助言をいただいてどうなのかという話があって、合意文書を締結した後に我々のほうから、そういった助言に対してどういうふうな形になりましたかという結果をご報告させていただくということを、事務局からご説明させて頂いています。それを受けまして、本日はこのベトナムの案件について合意文書が結ばれましたので、助言の対応した結果についてご報告させていただくというものでございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

たしか私の記憶では、二宮委員からご意見をいただいたのかなと思いますが、そうでしたっけ。

○二宮委員 そうじゃなかったと思います。

○村山委員長 それはまた議事録で確認できるんですが、今、ご紹介があったように、こちらから助言したものがどうなったのかということをご報告いただくということになったわけですね。

いかがでしょうか。何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。結果のほうを拝見すると、その後、かなり努力をしていただいて、確認なり合意をしていただいているというふうに思います。全体会合では資料も公表されますし、議事録も残りますので、こういった対応をしていただいたということは、こちらで確認する意義がある動きかなというふうに思っています。

具体的に言うと、3番について住民移転計画を確認していただくわけですが、仮にこちらのガイドラインと整合性がとれていないものについては、申し入れをしていただくということもあり得るわけですね。これについては記述のほうには余り詳しく書かれていないのですが、そういう対応をしていただくという理解でよろしいでしょうか。

○立松課長 そのとおりでございます。

○村山委員長 わかりました。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○長谷川副委員長 参考までに聞きたいんですけども、今回、こういった助言がパーフェクトに向こうに理解してもらえたという非常にハッピーな結果なんですけど、実際、現場ではこういったたぐいのものを向こうに申し入れたときに、こういう形ですんなりと合意にいくのか、あるいはかなり難しい中で努力なされてやったのか、その辺はどうなんですかね。

○村山委員長 長谷川副委員長のご質問は、一般論としてどうかということになりますでしょうか。

○長谷川副委員長 例えば今回のこのケースだという話で結構です。

○立松課長 例えば今回、ご助言いただいた中で、特にご助言の2のイのところ、当初の合意と異なっていたとしても可能な限り柔軟に対処という部分がございすけれども、例えばこういった点につきましては、実施機関にも、やはり抵抗感がありました。ただ、全般的には私どもは貸し付けの審査をする立場で現地に参りまして、こういった点について実施機関側が真摯に対応しない場合、審査の結果の中で、様々な措置をとり得るということを伝えておりますので、全体的には我々の主張をよく理解し、前向きな対応についてコミットを得たと考えております。

○村山委員長 他はよろしいでしょうか。また、こういう機会があるかと思いますが、そのときにコメントをいただければと思います。どうもありがとうございました。

では、あとはその他ということになりますが、先ほど最初に河添さんからお話がありましたように、一つご紹介することがありますのでお願いいたします。

○河添課長 先般、10月18日、外務省において第1回目の開発協力適正会議という会議があり、その中で、JICAが行う協力準備調査に先立ち、有識者の方々がコメントを申し伝える機会がありました。その中で、今日、ご欠席でいらっしゃるけれども、適正会議の委員でもいらっしゃる松本委員のほうから、カンボジアの国道1号線の改修計画という案件について、JICAの環境社会配慮助言委員会からの助言を受けてはいかがかというご提案をいただいています。そ

の際、助言委員会に関する対応についてはJICAが引き取った上で、今後の対応を検討するという回答をさせていただきました。外務省のホームページを見ると、この案件の概要の資料が掲載されています。まだ議事録は掲載されていませんが、適正会議の中でそういう話が行われたようですので、ここでご相談を申し上げたいのです。適正会議の中では助言委員会からの助言を受けてはいかがかというお話をいただいていますので、若干、過去の経緯について説明させていただきます。この中でもご存じの方はいらっしゃると思うんですけれども、カンボジアの国道1号線というのは、2001年にカンボジア政府から要請された案件です。

この2001年というのは旧JICAのガイドラインが施行される前であります。一方で、ガイドラインの発効時期というのが旧のガイドラインだと2004年です。その時点でちょうど基本設計調査の段階になっていたのも、このガイドラインを参考にしながら、この案件を運営した経緯があります。環境社会配慮審査会に対しても実際に2004年12月諮問を行い、審査会からの答申もいただいています。その文書は現在もJICAのウェブページで公開されています。その後も2006年とか2009年に審査会の時間外、時間外なんですけれども、経過報告を行っています。なぜ、時間外だったかということ、旧ガイドラインの適用対象外であり、また、JICAが委員会に対して諮問するものでもないため、審査会における議論の対象外となっていた様です。ですので、経過報告という形にさせていただいたということになっています。

実は、時間外における報告会の中でも、報告会に参加された審査会の委員のほうから、案件の経緯を知らない委員が、なぜ、2009年の時点で、審査会のマンデート以外の場に立ち会い、議論しなければいけないのだろうかという疑問の声もあったので、今回は、JICAのほうから何らかの説明を行うにしても、予め助言委員の皆さんにご相談させていただこうと思った次第です。この話をしているのかどうかというのも、あらかじめ会議の運営を行われる委員長、副委員長ともご相談させていただき、この席上でこのようにご相談させていただくわけです。

私たちの考えとしては、2006年、2009年に審査会の時間外で検討会という形で案件の進捗を説明させていただいた経緯があり、また、ガイドラインの適用対象外という案件でもあるので、助言委員会としては切り離して、報告を行う形で如何かと考えています。カンボジア国道1号線のこれまでの案件進捗に関する説明責任が求められているものだと思いますし、我々も現状についてお話しすることもよろしいかと思いますので、この案件に関心がある方にお集まりいただき、こちらのほうからお話しするのもよろしいのではないかと思います。ただ、助言委員会という形ではなくて、そのときは報告会のような形をとらせていただく、つまり、前例踏襲という形でいかがでしょうか。

ちなみに、スケジュールですけれど、まとめてこちらのJICAのほうからご報告できるのは、来年2月か3月、2月ぐらいに報告書をまとめて、3月の全体会合の前あるいは後、報告会のようなものを開催させていただくのはいかがでしょうか。

ちなみに、今回、議論の対象になっているのはカンボジアの国道1号線というもので、これはプノンペンからネアックルンまでの56キロの区間の国道です。ちなみに、第1期から第3期までは終わっていて、残りの4キロメートル、第4期でこれが最後の工区ですけれども、この最後の工区において、今、住民移転計画書をアップデートしている状況です。そのドラフトファイナルレポートについて主にご報告するというものになると思います。ここでご相談ですけれども、JICAのほうから場を設定させていただいて、本件に関心をお持ちいただく方にご説明させていただく機会を設けることについて、ご相談申し上げる次第です。

○村山委員長 この件についてご存じの方もいらっしゃる、そうでない方もいらっしゃる、なかなか議論は難しいと思うんですが、今日の時点で何かご質問がありましたら。長谷川副委員長。

○長谷川副委員長 今日、松本委員がご欠席で残念なんですが、そもそも松本委員が助言委員会にかけてはどうかという申し入れをした理由というのは、どんなところにあったんですか。

○河添課長 ここは、私の方からお話しするのも難しいところであり、松本委員のほうからお話しいただくのが良いと思うのですが、最終工期の事業を行う前に、今までの教訓をまとめ、第4区間の事業もきちんとその教訓を生かすような形で進めてはどうかという趣旨でのご発言だったと思います。

○村山委員長 松下委員。

○松下委員 3月の全体会合の前か後に、関心がある助言委員会メンバーが報告会に出席すると、そういうご提案だと思いますが、その場合は関心のある委員が出席して、コメントなり、助言なりをした場合の扱いはどういうことになりましょうか。

○河添課長 この案件はガイドラインの対象外、あるいは助言委員会の対象外ということであれば、助言という形、つまり助言文書を我々がいただくわけではないと思います。助言委員会の設置要項の中に書かれているのですが、助言文書をもって助言とするということになっていると思うんですけれども、その助言文書を頂くものではないと思っており、その取りまとめを委員会にお願いするというものではありません。一方で、報告会の席上、何らかの疑問、あるいはこうしたらどうだろうというご提言はいただくことになるかもしれません。そういうものをももちろん踏まえて、その次の第4工区の事業に反映し、あるいはカンボジア側への提言を

やっていくということになると思います。

○村山委員長 これまでの例でいくと、会合の外で議論をしたわけですが、その記録は残した上で、ウェブサイトにも掲載するという形がとられているわけですね。ですから、今の事務局の提案からいくと、今回もそういうような形になるというふうに理解をしています。

○河添課長 公開の場での議論は、この前も同じような形でやっていますし、オブザーバーの方も入っていただけるように、こちらほうから事前にはウェブで案内を出すということもやりたいと思います。議事録は助言委員会であっているような形で逐語で残す等の対応も考えております。ですので、開かれた会議で、そこでの自由な意見というものはいただけるような設定にしたいと思っています。

○村山委員長 いかがでしょうか。今日は提案をされた松本委員がいらっしゃらないので、しかも時間的には少し余裕がありますから、次回、もう一度、この点については議論をして、進め方をその場で確定をしてもいいかと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。日比委員。

○日比委員 一つだけ確認させてください。助言委員会に諮るのではなくてというのは、このガイドラインが効力を発揮した時期とその案件の時期との関係から、そういう扱いをご提案されているという理解でよろしいですか。

○河添課長 新ガイドラインの適用は、相手国政府から要請された時期が、2010年7月以降という形でガイドラインに明示されていたりします。カンボジアの1号線は2001年要請案件ということで、そこからして適用ということにはなりません。ただ、ガイドラインの精神にのっとりながら、例えば住民移転に際しても補償水準などは、ガイドラインの精神を尊重しながらやっていこうということには対応しています。ですので、ガイドラインの適用についてはとなると、適用の対象外であり。

○村山委員長 作本委員。

○作本委員 私もその案件を思い出しているところなんです。現場を見に行ったことがあって、住民移転された人たちからヒアリングもしたんですが、やはり難しい事例なんですよ。ただ、我々が勉強する上では、これだけ考えさせられる材料もないという気がいたします。先ほどのお話のとおり、今の現行のガイドラインの適用外であるというようなことはもちろんわかっただけなんですけれども、やはり時間外の機会であれ、先ほどの松本さんのご希望のとおりお話しただけというか、こういう機会を通して本当にどこに問題があったのかと。先ほどベトナムの高速道路の事例がありましたけれども、これに絡むようなもっと複雑な問題問題でもあ

りますので、恐らくその参考例にもなるのではないかと思います。そういう意味では示唆深い案件だと思いますので、形式上、私は何とも言える場にはありませんが、時間外であっても何かしらご報告というか、お話しいただけることには大変感謝いたします。松本さんとどうしてお考えかわかりませんが、私自身は聞かせていただければと思います。

○村山委員長 では、他にいかがでしょうか。もし、ないようでしたら、この件については次回、再度、議論して進め方を確定させていただきたいと思います。

それでは、その他、他に何か委員のほうから、原嶋委員、どうぞ。

○原嶋委員 11月14日のインドネシアの石炭火力の案件が、コメントは大分いただいていると思うんですが、実際の参加が2人になるんですけれども、もし、可能であればインドネシアに大変お詳しい作本先生にお声かけをしていただけないかと思うんですけれども、議論だけでも参加していただくような資金的、時間的余裕があれば、声をかけていただくということがあれば、私どもとしては非常に心強いと思うんですけれども、ちょっとご検討いただけませんか。

○河添課長 11月14日のスケジュールを見ていただけますか。別紙1です。このインドネシアの案件について、今、4人の委員がいらっしゃるんですけれども、長谷川委員と日比委員のご都合が悪くてご欠席される予定で、もし、作本委員において、この月曜日、14日のご都合がよろしければご参加いただけますか。

○原嶋委員 質問は大分、材料は整っていますので、特にそれを用意していただくということではなくて、その場での議論に参加していただくと私どもとしては非常に心強いので、直接、お願いするのは大変恐縮なので、ちょっとこういう場で。

○作本委員 わかりました、了解しました。

○河添課長 大丈夫ですか。ありがとうございます。

○長谷川副委員長 先ほどの事務局のお話では、ネット上で議論ということがありましたよね。それをせずに実際に集まってやりましょうというご提案ですか。

○原嶋委員 それもいいんですけれども、その場での議論もやっぱり大変必要だと思うので、ちょっと2人だけですと心弱いので。

○河野課長 この会合自体はやらせていただくのですが、長谷川先生と日比先生は来られないので、会議を開いた後の助言案の確定のときにメールで議論参加と、そういう意味です。

○長谷川副委員長 実際にやるわけですね。

○村山委員長 では、他はいかがでしょう。よろしいですか。

では、あとは今後のスケジュールですね

○河添課長 今後のスケジュールですけれども、今年の全体会合の最終回は12月5日の2時半、JICAの本部で行う予定であります。その後に懇親会のような形で、下の食堂あたりでそういう場を設けさせていただければと考えています。また、メール等でご参加の意向確認はさせていただきます。会費制になると思いますが。よろしくお願いいたします。

○村山委員長 お時間が許す限り、ご参加をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、他になければ、今日はこれで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

では、今日の会合を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後6時08分閉会